

蘭・バタビヤ裁判事件番号第一〇六号

能崎清次 面接調書

法務大臣官房司法法制調査部

一。二。
圖。パタビヤ裁判事件番号第一〇八号

南方軍幹部候補生学校(能備)事件資料

供述者 陸軍中将(当時)能備清次
聴取者 参 与 豊田 隆 雄
日 時 昭和四十一年四月五日(火)午前
場 所 石川県庁内厚生部次長室

一 事件当時の階級、所属

陸軍少将、南方軍幹部候補生学校長兼駐屯地(スマラン州)司令官

二 事件の真相

この事件は、州庁関係の希冀により、州庁側の管理下にあつた
難性一般御留婦人(白人)の中から約三十五名の婦人を選出して、
約二十月の間慰安婦として使つた事実があつたものを、強制的売
淫であり、これは国際法違反の戦争犯罪を構成するといふもので

あつた。

事の起りは、従来使用していた現住民婦人は一応備つても件々
要が落着かず人員の交代もはげしく、所要人員も作らぬわす、そ
の上性病が次第に蔓延し、軍内でも漸くその対策に苦心し始めて
おり、さらに現住民を介しての横密漏洩も心配されていたことに
端を発したものである。

私の部隊はスマラン州内三ヶ所に駐屯していたが、私の本部ス
マランは幹部候補生の学校が主体であり、将校約三十名、下士官
若干、兵は一人もいないという状況であり、教官教員を主体とす
る人的構成上も、慰安婦等に対する需要は少くそれ程切実でもな
かつたが、州庁側や一校部隊では需要も多く考慮を要する問題で
あつた。

○ このような情況下に昭和十九年初頃、私の命延長格の池田大佐
および歩兵隊長の大久保大佐から、御留婦人を慰安所に使わして

もらいたいの申し出があつた。ちよつどその頃、私は、スマランから七十軒ばかり離れたマゲラン駐屯の隊を捜索に行つたが、マゲランではそのときすでに抑留婦人の慰安婦を連れて来ており一度見ないかと云うことで見せて貰つた。州庁と憲兵隊とで連れて来たとのことであつたが、私もこの状況を見て、なる程それではこのようなことも許さるのだなと思つた。私はさらに、それらの慰安婦の心遣や様子について聞いて見ると、従来も白人（主としてオランダ人）の若い婦人は抑留所内での款求不満から、眞任民警官を引張り込んだり、或いは押しかけたりしていたそつであるから、日本側で希望者を募れば希望者は相違出る状況と思われるところのことであつた。私もこのような情報については、どこからか耳にはしていたが、それがどのような許可によつてなされたものかは確かめても見なかつた。

○ その後、偶々軍司令部で会議があり私も出席した。会議のあと私は軍司令部の参謀に、抑留婦人を慰安婦として利用する件を話して見たが、軍司令部の方で別に反対の意見も出なかつた。ただジヤバ收容所長の斎藤少将に、「一やる場合にはしつかりし日本人の承諾書を探つておくように」と注意があつた。

私としては、現に抑留婦人を利用してゐるところもあり、軍司令部側から反対意見も出なかつたので、今から考えると輕率であつたとは思ふが、一応軍司令部の承諾を得たものと思つて帰隊した。

○ ところで、一般抑留者の管理は州長官の管轄であるので、州庁の方へも連絡して実施に容す必要があるもので、私は慰安隊の上私の専断に対し具體的の計画を立案し要求員数を出し、州長官に対し、書類要求するよう命じた。

その後、そのことがどのようになつたのかはよく知らなかつた。ところが、昭和十九年二月末か三月始頃、私

が再びマゲランへ連絡に行つて帰郷したところ、妻来この問題の交渉を担当中の某中佐は内地に旅行中であつたが、その間本件を代行中の歩兵隊の某少佐から爾言を介して、「昨日（一昨日）州庁側からの通知に接し、抑留婦人の引渡しを受け、管下の各屋敷所一三〇四ヶ所に分配した。各人の承諾書も受取つてある」との報告があつた。

私はその報告によつて、これおの抑留婦人の人遣は當然州庁側で実施し、軍側はただその婦人遣を受取つて来ただけだと思つていた。

○ところが、裁判で明らかとなつたところによると、その遣出は、州庁側で遣出して整理されて来た婦人（その中には不承諾者も含まれて来た）の中から、軍側の若い中尉が勝手に選定して連れて来たのが実情のよりであり、その点に行き違ひがあり、なお遣行後各人から承諾書を取るについても右のよりな事情から若干の人々

には多少の強制があつたよりである。承諾書の内容についても、私はそれを見なかつたが、ただサービスマン的事として要領にしか表現されてないので、その点にも契約上の融通いはあつた訳である。

○ それに日本の敗戦後連合軍の手によつて取調べが行なわれるとなると、婦人連もその面子上どうしても強制によつて口をなくすつたのだといふことになり、あることないことを並べ立てて日本軍部を愚口することになるのは自然であり、本件が問題視されるに至つたものである。

○ 時をたへたように抑留婦人の管理は本来州庁側の責任であり、軍はただ必要な婦人の員数を要求し、その遣出引渡しを要求しただけである。

それ以外には、軍の治安や軍紀を維持する責任を負ふといふことから、軍の側面からは如何にも軍部がこれを管理することになつてい

た。

○ 私も抑留所を視察したことがあつたが、三段ベッドの生活で、食糧もトイモロコシが主食のため、子供は下痢が多く、生活は相当苦しかつたようであつた。慰安所に来た婦人達に対しても私は成実席で一度彼等に様子を聞いて見たが、年長格子供達れの婦人は、「ここに来て暫よろこんでいる、子供も腹具合も重り元気になつた」と感謝していた。私はこれを聞き、これなら大丈夫、この制度も成功だつたと思つたことであつた。

ただ、岡田少佐から「どうもあまり仲がよすぎる者が出るので困る」との話があつたので、「それは大いに注意警戒せねばならぬ」と申付けたこともあつた。

○ 慰安所が近々二ヶ月位で閉鎖するに至つた経緯はつぎの通りであつた。その頃東条首相の意を承けて南方各地を視察中の小田島大佐は、軍司令部で聞いたと見え、スマランに来て慰安所の施設

を見たらしく、その間何処で聞いたか、婦人中には強制によるものがあることを知り、それを軍司令部に通知したらしく、軍司令部から私の隊へ注意して来た。

私は、軍司令部の許可もあり、婦人達からも承諾書もとつていゝし運営もうまく行つていゝると安心していたところに、軍司令部からのこのような注意に接し、「これはしまつた、具合が悪い」と思つたので、直ちに慰安所閉鎖を決心し命令した。

○ この種慰安設備は何れの国の軍隊でも必要ではないだらうか。この種の設備が全然なかつたとしたら、軍隊はとても治まりがつかなくなるのではないかと思ふ。

○ 池田大佐と大久保大佐とは池田大佐の方が性格もはげしく意志の強い性格の強い人で、抑留婦人を慰安婦として使う件の発案もむしろ池田大佐の方ではあるまいか。その点大久保大佐は年輩でもあり、部下思いの思慮の深い人柄であつた。ただ大久保大佐

の歩兵隊の參謀長岡田少佐は池田大佐に似た積極的性格の持主であつた。

三 所遇

○ 私の裁判での死刑「死刑」は昭和二十四年二月であつたが、その判決は、異動内遷後昭和二十六年八月になつて始めて「第一師團十二年」とのみ通知を受けた。随つてオランダの法廷にままつた罪名、判決日時、法廷名等も一切不明のままであつた。このような不明朗な開例の取扱については、今も不満に思つている。

○ ジャバ方面の一般軍人は、昭和二十四年十一月、今村大將以下八名も十二月上旬内遷のため附近の小島に送られたが、私と中田の二人は、判決がないまま預されていた。どうなるかと看守に聞いて見ると「判決はもう済んだ」とのことと不審に思つてみると、夕食を運んで来た看守が「貴方達も明日は皆と一緒に帰るのだ」と云えた。

果して翌日呼びに来たので、私は、これでは内遷の途中か、せめて横濱着の時までには判決通知があるものと思つていたが期待は外れた。

異動に到着しても未だない。昭和二十六年八月になつてようやく露政府からの通知として米軍から書類を見せられた。それには「龍崎は昭和十二年」となつてゐる文であつた。

私はこれは単なる過誤で「判決」ではないと抗議した。そのとき米軍側は、「米軍としても、この正月以来既に龍崎に對し三回判決の通知を要求したのに今漸くこの返事を受けたのであり、貴方が個人的に抗議しても無効であろう」とのことであつた。

○ 私の「判決」がどうしてこのよりになつたかについては、つぎのような事情があつた。

ジャバでは昭和二十四年春以来、次々と死刑を執行されたが、私の二・三人前からは執行は停止された。

私の教房には毎週一回教諭師が訪れているという話されていたが、その中で、私の判決については、裁判長の「昭和十二年」案に対し、州長官は「死刑」を主張して譲らず、その結果事件は高等軍法会議に送られ再審することになった由であった。

その後、昭和二十四年十一月頃の教諭師の連絡で、私の再審は昭和二十五年一月二十五日から開始されることを知った。

その後島で内遷待機中も教諭師の連絡あり、それによると、「高等軍法会議は、昭和二十五年一月一日をもつて蘭よりインドネシアに引継がれるので、解散されることになっている。随つて能晴は近く自由の身になるであろう」との語であつた由である。

以上のような経緯から、私に対しては遂に正式の「判決」といふものも、予定の再審も行なわれないうままに「十二年」との通知して来たものである。

○ 蘭側のその他の所遇については言ひ分もあるが、即ち願していらるとすれば、先方の規則によつて取致されるのは仕方のないことである。

蘭側による暴行や虐待は全然なかつた。

四 所見

○ 獄安所事件で昭和二十三年二月に既に新審を見た十一名の被告中、岡田少佐一人は遂に「死刑」を執行されてしまつていたし、他の被告達もすでに刑は確定しているという情況で、私としてはどうしてやることも出来なかつたことは残念至極である。

○ 私も唯一人の単独裁判であり、弁護人も有名無実の存在で、「死刑」は覚悟していた。それが「死刑」をまぬがれたについての最も有力な証拠は、横浜裁判当時の米人弁護人ピーターズが、約東通りパタピヤ法廷に対して、「現住民および抑留者管理の責任は州長官にあつた」との主旨の証明を送つてくれていたことであつたと思つている。

五 資料

一切所持しない。職犯のことはなるべく忘れようと思つてい
る。